

平成22年度第1回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時：平成22年10月14日（木）14：30～16：00

場所：大和市保健福祉センター4階講習室

委員：鈴木会長、境職務代理、佐藤委員、鳥原委員、春日委員、市川委員、柴崎委員、阿南委員（欠席）、菊間委員、佐藤委員（欠席）、田邊委員

傍聴者：1名

事務局：柳次長、菊地原課長、柏木主幹、佐伯係長、笹岡、民實、高瀬

会議次第

1. 開会
2. 次長あいさつ
3. 自己紹介
4. 会長あいさつ
5. 議題
 - (1) 障がい者福祉計画に係るサービスの実施状況について
 - ・障がい者人数について
 - ・主な事業の実施状況について
 - ・指定障害福祉サービスについて
 - ・地域生活支援事業について
6. その他

1. 開会

2. 次長あいさつ

市の付属機関の組織改正に伴い「大和市障害者福祉計画・障害福祉計画策定委員会」から「大和市障がい者福祉計画審議会」に改めた。任期や活動内容については前委員会と同様に障がい者に係る計画に関する事となっている。計画の推進にあたりご理解とご協力をお願いする。

3. 自己紹介

4. 会長あいさつ

昨年度策定した「大和市障がい者福祉計画」が、とりわけ障がいのある市民の生活を改善し支えとなるように、その進捗状況を見守っていく必要がある。委員の皆様には活発な意見をお願いしたい。

5. 議題

(1) 障がい者福祉計画に係るサービスの実施状況について

事務局 ・ 障がい者人数・主な事業の実施状況、指定障害福祉サービス、地域生活支援事業について資料に基づき説明。(資料1・資料2・資料3参照)

(主な意見)

委員： 資料2・方針1・1-4自殺対策の充実・問題解決の支援について、11月より予約制の精神保健相談の実施を予定とあるが、その内容について、回数、嘱託医の有無、保健所とのすみわけ等について教えていただきたい。

事務局： 11月1日より電話予約で受け付け12月より月1回実施する予定である。内容については、うつ関係の相談が増加していることから、相談内容について専門的により深く踏み込んでいくものとして設置する予定である。

事務局： 補足として、まず精神疾患に関する相談は、本人や家族が相談しにくい実態があるため、障がい福祉課の窓口で直接相談するよりも、予約による相談日を設けることで、より相談しやすい環境を整えるねらいがある。合わせて専門的な相談については、現在進めている自殺対策のネットワークを活用して、各機関と連携を図り問題への対応を図っていきたいと考えている。

委員： 職員が対応するのか。

事務局： 保健師が対応する。

委員： 障がい者人数等の総括について説明を聞いたが、資料の発生原因別障がい者数にも先天性の障がいや後天性の障がいがあるが、後天性の障がいの場合、予防的な観点で未然に防ぐ手立ては怎么样了。

事務局： 後天的な障がいについては、脳血管障害やその他の中の糖尿病性疾患、生活習慣病など多くの要因がある。大和市のテーマである「健康都市やまと」その中で検診事業の充実として、特定検診やがん検診などの予防事業を行っており市全体で取り組んでいるところである。予防を行なう上での一つの対策と考える。

委員： 予防を行なったことにより、障がい軽減されたなど疾患別のデータはないか。

事務局： 市としてデータは持っていない。全国レベルの広域的なデータを基に施策を進めている。

委員： 資料1精神障害者保健福祉手帳所持者数について、対前年比で15%以上の伸びということであるが、大きく伸びている原因があれば教えて欲しい。

事務局： 自立支援医療でわかるように、精神疾患により医療機関とのかかわりが非常に増えている社会的な現象があり大和市に限ったことではないと考えている。もう一つは、精神障害者保健福祉手帳の取得がしやすくなったとのことであるが、社会的マイナス面から取得されなかった方が多くいるが、特に就労関係等で就

労を有利にするために取得するケースや、発達障害や認知症精神疾患として認定される場合もある。また、窓口の相談や自立支援医療の申請、自立支援センターにおける就労相談、相談支援事業の相談の機会に状況に応じて手帳の取得を促している状況もある。最も大きな要因として社会現象により手帳取得が伸びるところと考えている。

委員：家族会においても、精神保健福祉保健福手帳の取得も含め様々な啓発を今まで以上に進めなければならないと考えている。全国大会での他県の方との交流や現場で接していると以前に比べ意識が変わってきていると感じる。そういう面では良いことで、今後も努めて行きたいことである。

会長：障がい者数から、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳についても、大きな伸びの原因は高齢化である。おそらく肢体不自由の半数以上は65歳以上の高齢者と思われる。9月の国の統計の速報値では高齢化率が23.1%となっており、大和市でも高齢者が増加している傾向の中で、精神障がいについてはどこまでかわからないが、身体障がいに限っては高齢化の要因が大きいということが言える。その部分で先般委員からの意見があった予防の部分については今後の大きな課題であると考えます。

委員：先ほど精神障害者保健福祉手帳の中で話しの出た若年認知症の方の手帳交付件数を教えて欲しい。

事務局：データとしては持っていない。県で把握しているデータである。

委員：資料2・方針3・3-5就労の支援の中で地域作業所の法内移行の推進とありますがどの作業所か教えていただきたい。

事務局：主に身体障がいと知的障がいを対象としている大和さくら作業所、大和のぎく作業所、大和みつば作業所、大和すずな作業所、大和福田作業所、大和つきみの作業所、大和泉の森作業所の7ヶ所と地域作業所あるむの計8ヶ所が障害者自立支援法に基づくサービスを提供する事業所に移行した。主に精神障がいを対象とする残り2ヶ所のあゆみの家、フレッシュゾーンボイスについては、現在地域作業所として運営している。

委員：残り2ヶ所は平成24年3月の期限までに間に合うのか。

事務局：その予定で調整を進めている。

事務局：精神障がいに関する作業所については、通所率の問題や相談業務の必要性など慎重に対処しなければならない。そういう意味で今後の運営について慎重に検討してもらいながら期限内の移行について努力してもらっている。市としてはそういった中で支援をしていきたい。

委員：資料2の方針2・3-3地域生活支援サービスの充実において、医療ケアが必要な方の短期入所の対応があるが、医療ケアを伴わない障がい者の緊急時等の対応について、検討状況を聞かせて欲しい。

事務局 : 障がい者の短期入所には、児童、多動性の方、身体の障がいなど様々な特性に対応する必要があり、3障がい一緒と言いながらも、どの施設でも対応が可能なわけではない。緊急時の対応としては、広域的に特性別に短期入所可能な施設をお願いしている。入所についても入所施設に空きがないため、入所までの間、短期入所でつなぐ待ち期間の短期入所もある。短期入所については、それぞれの特性に応じ身近に安心して利用できる施設を広域的に整備することを県に働きかけていくことが基本的な考えである。その1つとして、県でも多動性の方や医療ケアの対応など加算制度はつくるが、実施事業者がなかなかでてこない、そのような状況の中で県としてはどのように既存施設の中で推進していくか、そういう面での働きを市としても一緒にやっていければと考えている。現在動き出していると理解していただければと思う。

委員 : 資料2方針2・2-3分化・レク・スポーツ活動の中で、自主的に行なう団体等の活動への支援についてはどのような考えがあるか。

事務局 : 大きくはスポーツについて県のスポーツ推進団体が各種のスポーツ大会を行い進めているところである。そういったものをうまく活用していただきたい。もう1つは、活動をする場合の指導者について、県においても大学等と共同して指導ボランティアの養成を行なっている。そういった余暇活動の中で、市の助成制度がないかという事ですが現状はない。それ以外は各団体等の活動に合わせて市社会福祉協議会が団体の支援を行なっているので活用して欲しい。

委員 : なかなか金銭的な援助は難しい状況だと思います。民間のスポーツクラブが地域貢献ということで社会福祉協議会とタイアップして事業を行なったり、スポーツに関する学部のある大学など地域活動のプログラムの中で地域とタイアップして行なう事業もあるようなので、社会福祉協議会としても声をかけてもらえば、一緒にさぐって行きたいと思う。

委員 : いろいろアドバイスをお願いします。

会長 : 資料1障がい者の人数、資料2主な事業の実施状況への質問が多いようだが、資料3の指定障害者福祉サービスや地域生活支援事業について途中経過が報告されたが何かあるか。

また、事務局から全体を見て、何かあれば補足して欲しい。事務局からの説明以外は概ね計画通りと見てよいか。

事務局 : 先ほど担当からも説明したが、グループホーム・ケアホームについては、計画値を超過しながら進んでいる。こうした中では支援を充実していかなければならない。国でも家賃補助など方針が定まっていない状況があり、そういう面での整備や支援は必要である。

児童デイサービスについては、療育中心のプログラムであるが、昨年の国の改正法案にもあった放課後児童デイサービスなど放課後の一時預かりの位置づけ

について、今後この取り扱いによって日中一時支援事業も含め大きく制度のあり方が変わってくると思われる。

移動支援事業については、視覚障がい者への個別給付化への動きにより、計画の中でも大きく変わっていくところである。

相談支援事業については、ケアプランなどの要素が出てきた場合にどのように処理していくのか、現在の相談支援事業所ではその部分の対応までは考えておらず、どのように充足していくのか。また、基幹相談支援事業所などどのような形で事業所を運営していくかなど主観ながら感じるところである。

会 長 : 全般的に見て地域生活支援事業については、概ね計画どおりと思われるが、指定障害者福祉サービスについては、生活介護など大きく計画値より実績値が超過している部分がある。実績値なので現実問題としては、その部分もカバーしている状況ではあるが、8月時点で大きく見込み量を上回っているため、今後が難しい状況となると感じられる。

事務局 : 国の制度改正も絡んでくるため計画値と乖離してしまい難しい部分もある。ただ、確実に在宅支援サービスについては広がっており、実績数値も示していると考えている。

6 . その他

事務局 : 大和市障がい者福祉計画の配布状況について説明。

次回開催予定 第2回 1月下旬～2月上旬、第3回 3月中旬を予定。

以 上

障がい者数

1. 障がい者数

(1) 障がい者統計

身体障がい者（児）とは

身体障害者福祉法施行規則に定める等級に該当する身体上の障がいがあって、身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

知的障がい者（児）とは

「知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」をいう。

（平成12年に厚生省が行った知的障害児（者）基礎調査より）

精神障がい者（児）とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又は、自立支援医療（精神通院）費の支給を受けている者をいう。

精神障害者保健福祉手帳は病状や日常及び社会生活の制限の程度によって、1～3級に区別される。

1) 療育手帳所持者数

区分 程度別	18歳以上			18歳未満			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
最重度 (A1)	104	49	153	62	29	91	166	78	244
重度 (A2)	104	58	162	57	20	77	161	78	239
中度 (B1)	111	89	200	56	33	89	167	122	289
軽度 (B2)	106	40	146	171	63	234	277	103	380
合計	425	236	661	346	145	491	771	381	1,152

療育手帳判定基準（神奈川県療育手帳制度実施要綱 別表）

障害程度	判定の基準
最 重 度	A1 1 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。 2 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重 度	A2 1 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 2 指数がおおむね36以上50以下のもので障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中 度	B1 指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽 度	B2 1 指数がおおむね51以上のもの。 2 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

療育手帳所持者数の推移

区分	年度		
	19	20	21
18歳以上	600	626	661
18歳未満	434	466	491
合計	1,034	1,092	1,152

2) 身体障害者手帳所持者数

級別	児者別	視覚	聴覚	平衡機能	音声言語	肢体不自由	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は直腸	小腸	合計
1級	者	76	3	/	/	754	553	422	15	/	/	1,823
	児	1	0	/	/	52	7	0	0	/	/	60
	小計	77	3	/	/	806	560	422	15	/	/	1,883
2級	者	77	108	/	/	752	/	/	/	/	/	937
	児	1	2	/	/	26	/	/	/	/	/	29
	小計	78	110	/	/	778	/	/	/	/	/	966
3級	者	32	46	1	30	485	77	3	36	6	/	716
	児	0	3	0	0	13	1	0	1	2	/	20
	小計	32	49	1	30	498	78	3	37	8	/	736
4級	者	33	60	/	14	731	57	2	15	189	1	1,102
	児	1	0	/	0	7	1	1	0	0	0	10
	小計	34	60	/	14	738	58	3	15	189	1	1,112
5級	者	43	/	0	/	226	1	/	/	/	/	270
	児	0	/	0	/	3	0	/	/	/	/	3
	小計	43	/	0	/	229	1	/	/	/	/	273
6級	者	12	102	/	/	118	/	/	/	/	/	232
	児	0	3	/	/	9	/	/	/	/	/	12
	小計	12	105	/	/	127	/	/	/	/	/	244
合計	者	273	319	1	44	3,066	688	427	66	195	1	5,080
	児	3	8	0	0	110	9	1	1	2	0	134
	小計	276	327	1	44	3,176	697	428	67	197	1	5,214

* 重複障害者は主たる障害の区分に計上

発生原因別身体障害者(児)数

* () は全体に占める割合(%)

年度	原因									合計
	戦傷	結核	交通事故	業務災害	先天性	疾病	脳血管障害	その他		
19	6 (0.1)	21 (0.4)	139 (2.9)	132 (2.7)	316 (6.5)	2,962 (61.0)	655 (13.5)	627 (12.9)	4,858 (100)	
20	7 (0.1)	20 (0.4)	139 (2.7)	125 (2.5)	321 (6.3)	3,197 (63.2)	675 (13.3)	581 (11.5)	5,065 (100)	
21	4 (0.1)	19 (0.4)	144 (2.8)	128 (2.4)	321 (6.1)	3,429 (65.8)	666 (12.8)	503 (9.6)	5,214 (100)	

3 - 1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級 \ 年度	19	20	21
1	99	109	114
2	360	417	486
3	250	241	283
合 計	709	767	883

3 - 2) 障害者自立支援医療

障害者自立支援法により、平成 18 年 4 月からこれまで精神、知的、身体の障がいごとに実施されていた公費負担医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療制度として、共通のルールによる公費負担制度となった。

精神通院医療

精神科の外来診療のとき、保険適用になる医療費の自己負担を 1 割までに軽減する。

承認件数

年 度	19	20	21
件 数	2,222	2,350	2,597

障がい者福祉計画施策の方向性に対する主な実施事業

方針1．個人の尊重（人権の尊重と差別の禁止）

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
1 - 1 権利擁護の推進	成年後見制度・権利擁護支援事業の推進	CW・PHN・相談員による積極的な運用 (実施事業) 成年後見開始申立・地域福祉権利擁護支援事業
1 - 3 相互理解の基礎づくり	理解と関心を深める取り組みの継続	大和市障害者自立支援協議会による障害者週間事業の実施の企画(12月4日・5日実施予定: 作品展示・販売等)
1 - 4 自殺対策の充実	自殺予防の普及啓発や自殺に関わりの深いうつ病に関する情報提供や基本知識の普及啓発	自殺対策フォーラム・こころの健康講座の実施 (実施事業) 自殺対策事業
	問題解決の支援	自殺予防のための相談専門電話の運用 (実施事業) 自殺対策事業 12月より予約制の精神保健相談の実施予定 (主にうつ病に関する精神保健相談)

方針2．支え合いによる地域福祉の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
2 - 1 地域で支える仕組みづくり	各関係団体への情報提供及び連携強化	各地区民生委員児童委員等に大和市障がい者福祉計画の概要説明を行なう。同時に各担当CW・相談支援事業所の紹介を行なう。
2 - 2 自立支援協議会の充実	自立支援協議会の機能を強化	各専門部会によるテーマ別の検討 【精神部会】 精神障害者の地域生活支援について ・精神科病院からの地域移行事例による支援の方法や内容の協議と関係機関の連携。 【就労部会】 就労支援ネットワークの構築について ・受注作業や障がい者雇用の職場開拓のためのパンフレット作成。 ・地域としての就労支援体制構築に向けた関係機関の連携や情報の共有化 【児童部会】 障害児支援の地域課題について ・発達障害の理解と啓発(地域における一貫した支援の検討) ・肢体不自由児のニーズと社会資源(医療的ケアの必要な障がい児に関するシステム作り) ・療育の場の確保(発達に心配のある未就学児の支援に関する関係機関の役割と療育の場の具体的検討) 【身障部会】 通学通所の送迎移動支援について ・特別支援級や特別支援学校、移動支援事業所の現状と課題。 ・他市事例の把握と研究。 ・ニーズ・実態把握の必要性。 ・地域支援のシステム作りと支援体制の構築。

2 - 3 文化・レク・スポーツ活動	各種施設の整備や文化・スポーツ・レクリエーション活動の実施等を通して、障がい者の参画の機会を広げます。	障がい者が参加できる企画の実施（親子サッカー教室など） （実施事業）障害者社会参加推進事業・スポーツ教室開催事業・点字図書等の貸し出しなど
	障がい者の余暇活動や社会活動のため、障がい者福祉団体やサークル活動への支援	関係団体との調整・市のバスの運行・市の管理する施設の会場予約など
2 - 4 防災・緊急体制の充実	地域の助け合いによる避難体制の構築	災害時の個別支援プラン、要援護者マップの作成をモデル地区含む 9 自治会で実施。 （実施事業）要援護者支援対策ネットワーク事業
	障がいの特性に応じた防災訓練の実施・障がい者の訓練への参加を促進します。	総合防災訓練における視覚、聴覚など障がい特性に応じたの避難訓練の実施 （実施事業）総合防災訓練運営事業

方針 3 . ライフステージに応じた生活の支援

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
3 - 1 情報提供の充実	総合的な情報提供の促進	相談支援事業（なんでも・そうだん・やまと）を通じた総合的な情報提供の実施
	情報提供や相談体制の充実を図るためのボランティア活動への支援の継続	情報提供ボランティアの入門講座を行い人材の育成の実施（社協・生涯学習センター等） （実施事業）情報提供を行なうボランティア活動への支援
3 - 2 相談支援体制の充実	相談支援事業所におけるケアマネジメント体制の強化	相談支援員の育成（研修への参加） 相談支援員の計画作成等へのシミュレーションの実施（CW と一緒に作成） サービス提供後のフォローアップの実施
	乳幼児健診後の経過観察体制の強化	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援を行なうフォローアップ教室の開催 （実施事業）乳幼児健診後のフォローアップ教室
	自殺予防のため問題解決の支援	自殺予防の相談専門電話を設置し、専門 PHN が対応する。 12 月より予約制の精神保健相談の実施予定 （主にうつ病に関する精神保健相談）
3 - 3 地域生活支援サービスの充実	日中活動の場における活動基盤整備	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設の実施にともなう定員の拡大。 （実施事業）施設通所事業・障害者福祉施設費償還支援事業
	障がい者地域作業所の運営強化の推進・機能充実の検討	障害者自立支援法のサービス体系への移行を推進し、市内 10 ヲ所中 8 ヲ所を移行し、内 5 ヲ所が多機能型サービスを実施。

	医療ケアの必要な人への対応	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での拠点配置整備事業を検討。
3 - 4 障がい児、発達に不安のあるこどもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	こどもの発達相談システムによる総合的な支援体制や児童デイサービスなど早期療育のための受け入れ体制の充実	松風園（どんぐり）・ワンピース4において児童デイサービスを実施
	肢体不自由児や医療ケアの必要な児童の受け入れについて、国や県の動向を踏まえ充実	医療ケアが必要な障がい者の短期入所等の対応として県と連携し圏域での地域拠点配置整備事業を検討。
3 - 5 就労の支援	障がい者地域作業所を法に基づくサービス体系への移行を推進し、運営強化を図るとともに、就労に向けた取り組みの促進	障害者地域作業所の法内移行の推進 （市内10カ所中8ヶ所移行）
	公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関の連携を深め雇用を促進する。	雇用情報を市内事業所で共有することにより、適した人材を雇用に結びつける。
	受注確保及び受注開拓における安定的な仕事の確保と工賃の引き上げ、企業への啓発活動、就労先の開拓による雇用の促進	障がい者の就労に関するコーディネーターの配置 （実施事業）障害者地域作業所等の運営支援事業
	共同受注の仕組みづくりを検討	市内のサービス提供事業所間におけるネットワーク作りの推進 共同受注の仕組みづくりの検討の実施
3 - 6 外出への支援	より利用しやすいサービスを目指した検討及び従事者の確保などの基盤整備強化及び障がい理解に関する研修を行い従事者の育成	グループ支援の実施(アシストやまとにおいて実施) 障害者自立支援協議会において、移動サービスについての検討 通学通所の送迎移動支援について ・事業所等の現況把握 ・他市事例の研究 ・ニーズの把握 ・支援体制作りの検討
3 - 7 障がい者施設の整備	生活介護施設及び多機能型サービス事業所の移設に際して、建設費借入金の返済に対する助成を行い環境の整備することにより、重症心身障がい者など医療ケアの必要な利用者など日中活動の場の拡充	菜の花・ふきのとう向生舎第二分場の移設整備の実施（建設費に伴う借入金返済への補助）
3 - 9 保健・医療の充実	精神障がいに関する正しい知識の普及や啓発	「こころの健康講座」など啓発事業の実施 12月より予約制の精神保健相談の実施を予定。 （主にうつ病に関する精神保健相談）
	乳幼児健診後の発達面の経過観察システム	対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、発達面に対する不安を持つ保護者の情報交換や育児支援の実施 （実施事業）乳幼児健診後のフォローアップ教室

方針 4 . 地域移行の推進

分類	施策の方向性	実施・実施中の事業等
4 - 1 地域生活移行の推進	グループホームやケアホームに移行の促進（本人）	体験入居の実施 グループホーム等の制度説明会の実施 （実施事業）地域生活援助事業
	グループホームやケアホームに施設入所者や長期入院患者の移行の促進（事業者）	サービス提供事業所に対する助成 （実施事業）グループホーム等移行促進事業
	民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	あんしん賃貸支援事業の実施 入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実 （実施事業）あんしん賃貸支援事業

方針 5 . 快適な生活空間の整備

分類	施策の方向性	具体的な事業・作業のイメージ
5 - 1 住まいの場の整備	重度障がい者が地域で生活するために必要な、住宅のバリアフリー化	住宅改良費の助成の実施 住宅改良費助成制度の制度検討
	民間賃貸住宅で安心した暮らしを確保	あんしん賃貸支援事業の継続 入居後の日常生活を支援するマネジメントの充実 （実施事業）あんしん賃貸支援事業

第2期大和市障害福祉計画における必要量の見込みと実績値の一覧

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みと実績量(1か月あたり)

障害福祉サービス及び指定相談支援		単位	計画 ・ 実績値	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
居宅介護	居宅介護 / 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等	時間 月間のサービス提供時間	見込量支給決定	3,003	3,303	3,633	2,232	2,456	2,701	
	重度訪問介護 / 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等			利用実績量	1,663	1,956	2,029	2,114	1,934	
	行動援護 / 行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援等									
	重度障害者等包括支援 / 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供									
日中活動	生活介護 / 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供	人日 (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)	見込量	834	895	3,650	4,926	4,998	6,162	
	自立訓練(機能訓練) / 自立した日常生活又は社会生活ができるよう身体機能訓練を提供		実績量	435	1,485	3,707	4,796	6,091		
			見込量	20	20	20	48	64	80	
	自立訓練(生活訓練) / 自立した日常生活又は社会生活ができるよう生活訓練を提供		実績量	0	0	48	95	114		
			見込量	20	20	554	143	164	185	
	就労移行支援 / 一般企業等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業		実績量	21	45	123	95	23		
			見込量	42	438	499	968	987	1,006	
	就労継続支援(A型) / 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練。A型は雇用型		実績量	44	185	970	1,124	1,203		
			見込量	20	20	20	41	41	59	
	就労継続支援(B型) / 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練。B型は非雇用型		実績量	13	8	0	0	0		
			見込量	158	178	2,873	2,081	3,278	3,546	
	療養介護 / 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供		実績量	128	157	623	1,967	2,784		
見込量		2	2	4	3	3	3			
居住	児童デイサービス / 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供	人日	見込量	100	103	258	117	237	297	
			実績量	91	82	96	284	428		
	短期入所 / 自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供		見込量	313	328	344	248	259	282	
			実績量	209	245	240	313	292		
居住	共同生活援助(グループホーム) / 夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供	人 月間のサービス利用人数	見込量	49	63	66	67	72	75	
			実績量	48	56	61	80	83		
	共同生活介護(ケアホーム) / 夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供		見込量	1	2	50	80	83	140	
			実績量	0	4	55	86	118		
	施設入所支援 / 入所施設で夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供		見込量	15	15	15	15	15	15	
相談支援 / サービスの利用調整を行うことが難しい方に代わって、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行うとともに、サービス利用計画の作成を提供	実績量	0	2	2	2	1				

実績量は県集計による各年度末データ。22年度実績量は8月分データ速報値となります。

2. 地域生活支援事業の内容および量の見込みと実績量

数値表示 = 見込み量/実績量

事業名	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度(8月までの)		23年度	
	実施見込箇所数		実施見込箇所数		実施見込箇所数		実施見込箇所数		実施見込箇所数		実施見込箇所数	
(1) 相談支援事業												
相談支援事業												
ア 障害者相談支援事業	1/1		3/3		4/4		4/4		4/4		4/-	
イ 地域自立支援協議会	0/0		1/1		1/1		有		有		有	
市町村相談支援機能強化事業	1/0		1/0		1/0		有		有		有	
成年後見制度利用支援事業	0/0		0/0		1/1		有		有		有	
(2) コミュニケーション支援事業												
手話通訳者・要点筆記者派遣事業の実利用見込み者数	27		35		29		30/33		31/30		32/	
手話通訳設置事業の実設置見込み者数	1		1		1		1/1		1/1		1	
(3) 日常生活用具給付等事業 給付等見込み件数を記載												
介護・訓練支援用具	19/19		23/8		24/6		7/10		8/5		9/	
自立生活支援用具	27/35		37/27		39/29		32/36		35/13		38/	
在宅療養等支援用具	21/25		25/21		26/24		27/25		30/18		33/	
情報・意思疎通支援用具	37/46		37/27		39/40		44/31		48/22		52/	
排泄管理支援用具	67/41		2,987/2,682		3,136/3,015		3,041/2,941		3,067/1,510		3,093/	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	9/7		10/9		11/5		6/7		7/2		8/	
(4) 移動支援事業												
「利用見込み者数」側に、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記述する。	9/8	100/126	10/8	115/124	11/9	132/136	9/10	144/138	10/10	147/130	11/	152/
	(市内)	12,708/ 6,131	(市内)	14,614/ 12,615	(市内)	15,490/ 13,252	(市内)	14,044/ 15,015	(市内)	14,374/ 6,575	(市内)	14,869/
(5) 地域活動支援センター												
実施見込み箇所数(市内)	0/0		1/1		4/1		2/1		4/1		4/	
実利用見込み者数	0		224		92		101/124		166/69		172/	
(6) 日中一時支援												
実施見込み箇所数(市内)	6/6		7/7		7/7		8/7		9/7		10/	
実利用見込み者数	153		174		193		217/201		244/204		265/	
(7) 訪問入浴サービス事業												
実利用見込み者数	9		8		10		9/10		10/10		11/	
延べ利用見込み者数	247/255		672/341		768/490		540/569		600/293		660/	

22年度実績量について8月までの速報値です。